

令和 2 年 2 月 10 日

第 2 回  
議 事 録

小国町農業委員会

## 令和2年第2回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年2月10日（月）午後2時30分から
2. 開催場所 おぐに町民センター 205号室
3. 出席委員（農業委員8名、農地利用最適化推進委員3名 計11名）

会 長		松岡 克明
会長職務代理者	1番	宮崎 博美
委 員	2番	石松 雄平
	3番	梅木 美代
	4番	佐藤 仲子
	5番	穴井 千年
	6番	穴井 英雄
	7番	安武 聖
推進委員		後藤 信介
推進委員		二田水 宏一
推進委員		時松 達也
4. 欠席委員
5. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 議案第1号番号1 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 第3 議案第1号番号2 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 第4 議案第1号番号3 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 第5 議案第1号番号4 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 第6 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	村上 弘雄
事務局職員	波多野 裕

## 7. 会議の概要

事務局長       ただ今から、令和2年第2回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は8名で、総会は成立しております。

                  それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松岡会長にお願いいたします。

議長            これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長            それでは、議事録署名委員は、1番宮崎博美委員、7番安武聖委員にお願いいたします。

                  なお、本日の会議書記には事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長            次に、日程第2 議案第1号番号1「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長       議案集をお開き下さい。1ページ目になります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地法第3条の規定による下記、農地の申請があったので審議を求め。令和2年2月10日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

                  番号1になります。農地の所在は、西里です。田が2筆で現況は1筆、畑です。面積が512㎡と2,769㎡で、合わせて3,281㎡となっています。権利の種別は、3条による有償移転です。譲渡し人、譲受人は、以下の通りでございます。備考の欄ですが、1反当たり〇〇円でございます。詳しくは、別紙を見ていただきたいと思います。別紙の1ページに3条の許可申請書の写しを付けさせていただいております。譲受人につきましては、これから新規で農業を始めるということで、下限面積の30aを今回の取得により、クリアするものとなっております。作物につい

ては、米とブルーベリーとしています。農機具については、4 ページに書いてある農機具を所有しています。あと農作業の従事者としては3名です。それから、農作業の経験があるのかと栽培の手伝いということで、ここに名前が入っている方と一緒に米作りを行うそうです。該当農地の距離は5kmで、0.25時間ということ、それから、権利取得者の家族構成は、5ページに書いてある通りです。先程も言いましたが、権利取得後は、3,281㎡ということ、小国町の3,000㎡の下限面積をクリアしております。土地については、登記簿謄本の写しを付けております。障害となる権利等はありません。それから今回は、営農計画が必要でございますので、8ページから営農計画書を付けてもらっています。米とブルーベリーの作付け面積、それから、収量、単価、粗収益、生産費、収益ということで、計画があがっております。それから9ページに、就労労働力の状況ということで記載があります。米作りのベテラン農家と一緒に、農作業をしていただくということになっております。収穫したものについては、自家消費とインターネット販売を計画しているということになります。現場は、10ページのゼンリン地図を見ていただくと場所がある程度分かると思います。字図が11ページ、それから航空写真を13ページに付けております。航空写真で位置関係は分かると思います。現場の状況ですけれども、14ページ、15ページに農地の確認の様子が付けてあります。最後に16ページが地元農業委員さんと推進委員さんの現地確認の確認書の写しを付けております。以上で、説明を終わります。

議 長 　　ただいまの事務局の説明に関連して、担当の佐藤委員から報告をお願いします。

4 番 　　2月5日の日に、事務局の2人と穴井さんと現場を見に行きました。場所は、〇〇の中央にあり、道がかりなどもいい所です。皆さんも、ご存知の通り、譲受人は現在、〇〇を営んでいらっしゃいますが、家業を息子さんに譲り、新規に農業を始めるそうです。田畑合わせて3反と近所の方に指導をしてもらい作るということで、初心者にはちょうど良い広さではないかと思いましたが、ただ少し、畑の方が近所の方の隣接している所なので、少し心配ではありましたがけれども、植えるものがブルーベリーとツツジやサツキの苗木ということですので、あまり家の陰に

なったりはしないかなと思いました。審議の程、よろしく願いします。

議長           それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

7           番           譲受人の〇〇さんは、〇〇に桜の木を植えている人の息子さんですか。あの人とは、違うのですか。

事務局長       お答えします。〇〇の苗木の場所の方です。

2           番           息子ではなく本人ですね。〇〇さんは本人です。

事務局長       ちなみに聞き取りで、あそこの会社自体、〇〇のところに電話をすると、もう息子さんが電話を出すような形にはなっています。〇〇業は譲ったっていう話は確認がとれています。

6           番           この畑は、誰の家の前ですか。

4           番           地図が載っていますね。ただ、その方が今、作られているので話がどうなるのかとは思いましたが。

6           番           その苗木とは言いますが、太くなればですね。管理しないと。なったら。

4           番           苗木がブルーベリーとツツジやサツキだからですね。

6           番           その辺がちょっと管理すればいいけどですね。これは承諾は。いらぬのですか。

事務局長       転用等になると農地から農地じゃないものになる場合は、近隣の排水や隣接地の農地等ありますけど、基本、これが農地を農地としてする場合は、その辺は義務付けされていません。

4           番           取得するには3反以上ですけど、もし、菜園をこの方が売った場合は別にもう関係ないですよ。所有の広さ的には、もう

一回、所有して3反以上あるので、この菜園の分だけ売却した場合には、どうなるのですか。

事務局長 本来は、営農計画を尊重すれば、そこでやりますということなので、すぐさまそれを転売とかいうのは、好ましくないと思います。ただ、これについて期限があるわけではございません。農地法でいうところの世の中の同法によって、その人の持ち財産を処分するという事は、あり得るので、それは、農業委員会が規制をかけるということはないです。

4 番 3反で買えるだけで、売って3反より少なくなっても問題はいですか。

事務局長 その時は、3条の買う方の要件についていつものようにここで審議があります。

議長 それでは、採決いたします。議案第1号番号1について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議長 賛成多数ですので、議案第1号番号1は原案の通り決定しました。

議長 次に、日程第3 議案第1号番号2「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案集の1ページになります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地法第3条の規定により下記、農地の申請があったので審議を求める。令和2年2月10日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

番号は2になります。土地は、下城です。畑の1筆になります。1,818㎡の3条による有償移転です。譲渡し人、譲受人は、以下の通りです。備考の欄にあります。10a当たり〇〇円となっております。詳しくは別紙の17ページからになります。許可申請書の写しを付けております。19ページから、譲受人の作物

別の面積、農機具の状況、そして従事雇用の状況となっております。今回の土地の案件については、通作距離は600mで、車で3分ということでございます。それから、世帯は20ページに家族構成が載っています。下限面積については、取得後の面積は十分な面積を21ページに付けております。土地の登記簿謄本で、22ページに付けておりますが、抵当権等の障害となるものはございません。場所については、24ページにゼンリンの地図を付けてあります。字図、航空写真が26ページにあります。赤色で囲っている所ですが、譲受人の畜舎自体がすぐそばにあるような場所になります。現場の写真としては、28ページ、29ページです。最後の30ページに確認書ということで、地元の農業委員さんと推進委員さんの確認書の写しを付けております。以上で終わります。

議 長 　　ただいまの事務局の説明に関連して、担当の宮崎委員から報告をお願いします。

1 番 　　2月4日に局長と事務局の波多野くん、推進委員の時松達也さんと、4人で現地確認に行きました。ここは、前は草地で借地になっていたと思います。前は牛舎の下の田で売買があったのですが、今回は上の方で下の方に水が流れても何も問題はないと思います。皆さん方の審議を求めます。よろしくをお願いします。

議 長 　　それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

1 番 　　いいですか補足です。写真を見ると区画が2枚になっているのですが、筆は1筆です。

議 長 　　それでは、採決いたします。議案第1号番号2について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 　　全員賛成ですので、議案第1号番号2は原案の通り決定しました。

議長 次に、日程第4 議案第1号番号3「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案集の引き続き1ページになります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地法第3条の規定により下記、農地の申請があったので審議を求めます。令和2年2月10日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

一番下の3番になります。土地は北里です。議案集の2ページまで、またがっております、2ページの上段が、田が4筆、畑が1筆の全部で5筆になります。面積は、合計で11,278㎡となっております。譲渡し人、譲受人、以下の通りでございます。備考の欄ですけど、全筆での取引価格は〇〇円になります。詳しくは、別紙の31ページからご覧ください。許可申請書の写しが付けてあります。作付け等の計画については、33ページ、水稲と菊芋、農機具については以下に記した通りでございます。農作業歴、それから案件についての通作距離ですけど、200mと300m、徒歩1分と5分となっております。権利取得者の家族構成については、34ページです。下限面積の件につきましては、34ページの一番下の方で、96,885㎡でクリアしております。土地の案件につきましては、登記簿謄本の写しが37ページに付けてありますが、抵当権等の障害となるものはございません。現場の位置関係は、ゼンリン地図が42ページに付けてあります。それから、航空写真が45、46ページに付けてあります。現場確認の資料が47ページ、48ページ、49ページとなっております。地元の農業委員さん、推進委員さんとの確認の写しが50ページに付けてあります。以上で終わります。

議長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の穴井英雄委員から報告をお願いします。

6番 4日の日に、事務局の2人と後藤信介さんと私で確認しました。〇〇の横をずっと上っていった土地です。初めて行きましたけども、現在、牧草が植わっています。ここは、前に作っていた〇〇さんが〇〇さんに貸して、今、草が植わっておりますのがこの場所です。3筆です。それと、一番上の山側の畑は、〇〇の前に小さい所がありますけども、そこに菊芋を植えてい



たそうです。別に、何もありませんので、皆さんの審議の程、よろしくをお願いします。

議長            それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

2            番            質問じゃないですけども、資料をせっかく付けるなら、32 ページ、33 ページ、特に 33 ページの(1)作物別の作付面積の整合性を求めます。どうせなら。

事務局長            事務局の方で、整合性をとって配布します。

議長            それでは、採決いたします。議案第 1 号番号 3 について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議長            全員賛成ですので、議案第 1 号番号 3 は原案の通り決定しました。

議長            次に、日程第 5 議案第 1 号番号 4 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長            議案集の 2 ページになります。「農地法第 3 条の規定による許可申請について」農地法第 3 条の規定により下記の農地の申請があったので審議を求めます。令和 2 年 2 月 10 日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

番号は 4 になります。土地の所在は、北里で 1 筆です。田で 2,417 m<sup>2</sup>です。3 条による有償移転です。譲渡し人、譲受人、以下の通りでございます。備考の欄ですが、1 筆当たり〇〇円になっています。詳しくは、別紙の 51 ページになります。許可申請書の写しを付けております。作付面積、農機具、農機具についてはリースで対応するということです。農作業歴 40 年と今回の案件については、通作距離は 0.5 km で時間は 5 分ということになっています。下限面積については、54 ページで 7,706 m<sup>2</sup>ということで、クリアしております。土地については、登記簿謄本

の写しが 57 ページに付けてあります。抵当権等の支障となるものはございません。場所については、58 ページのゼンリン地図と字図が付けてあります。航空写真が 60 ページに付けてあります。現場の確認の様子が 61 ページにございます。現場確認の確認書の写しということで、地元の農業委員さんと推進委員さんの確認書の写しを 62 に付けております。以上で終わります。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の穴井英雄委員から報告をお願いします。

6 番 これも、同じ 4 日の日に確認に行っまいりました。この場所は、さっきの右側になります。〇〇の向こう側になります。買い請け人が〇〇さんでこの方は、〇〇をバイパスでやっています。現在は、草地で〇〇さんが作っているところです。よろしく審議の程お願いいたします。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

1 番 お尋ねですが、53 ページの確保しているものの所有、リースの所に、名前を書いてリースと書いていますが、ここまで書く事はいらぬのではないですか。リースはリースですが、名前まで書いてあるから。

事務局 長 どうでしょう、ここは別に記載のルールがありません。ここは、確認として必要なのは、農機具を持っているか、持っていないか、又はリースしてでも確保するかというのが必要になります。詳細として、名前まであげておりますけど無くても問題はございません。

2 番 これは、中山間地補助金か何かに入っているのですか。中山間地補助金に入っておいて売買は問題ないのですか。

事務局 長 問題ないです。

2 番 問題ないですね。継続してするからですね。それとさっきの資料と一緒に、せつかく資料を作るなら、数字だけ整合性をと

ってもらっていた方がいいんじゃないかと。52、53 ページの田んぼが7反7畝出ていますが、どこを足したら、7反7畝になるだろうかと考えていました。

事務局長 7反7畝になるのは、53 ページの耕作面積で52 ページは所有面積ということでその表現に違いはあるということです。

事務局 売買前の所有面積とこの耕作面積っていうのが、実際現場を見たら採草地用の畑だったのですが、委託されている事務所との話しでは、作付けするのは水稻という事でした。なので、水稻の方に数値を入れているという形になっています。

事務局長 分かりやすく言えば、今のように所有権がある部分が様式の左側の最終ページで、次は耕作権も入れた所の耕作面積があるという違いがあるようです。

議長 それでは、採決いたします。議案第1号番号4について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議長 全員賛成ですので、議案第1号番号4は原案の通り決定しました。

議長 次に、日程第6 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 この件については、お渡ししておりませんでしたけど、先程の農振協議会の件で、あがっていたものと思います。

議案集は、3ページになります。議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」農地法第5条第1項の規定により下記の農地の申請があったので意見を求める。令和2年2月10日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

番号1です。土地は、西里になります。1筆で、登記簿、田、現況、畑、面積は84㎡、所有権移転、譲渡し人、譲受人、以下

の通りでございます。転用目的は、植林です。もみじ 25 本、さくら 5 本、転用理由としましては、隣接〇〇を譲受者が経営しており、景観向上のため植林するものということです。資料としては、63 ページになります。5 条転用の写しを付けております。65 ページに登録簿謄本を付けております。抵当権については、抹消されております。事業計画書として、66 ページに事業計画書が付けてあります。先程も少し、説明しましたが、事業の目的及び必要性の部分で、隣接する〇〇の景観向上のため、季節感のある樹木を植林し、山林として管理していくものです。土地の選定理由は、申請地は、私が経営する〇〇の入り口にあたり、周囲の土地は全て自己所有となっている。この土地だけが他人所有で残っており、この度売買の承諾を得られたことから、今回の申請を計画したものであるということです。場所については、ゼンリン地図の 68 ページに位置関係が分かります。それから、航空写真が 70 ページ、道を挟んで〇〇が駐車場の上側にあるものです。転用に関わる排水同意書が 72 ページに付けてあります。それと口座の写し、それから当日の現場確認の様子を 75 ページに付けております。確認書は、76 ページに地元の農業委員さん 2 人と確認した書類を付けております。以上で説明を終わります。

議 長 　　ただいまの事務局の説明に関連して、担当の穴井千年委員から報告をお願いします。

5 番 　　2 月 5 日の日に、私と佐藤委員、また、事務局 2 人と現地確認に行きました。先程の話にも出ましたが、ちょうど〇〇の入り口の所にあり、道下になる所でございます。景観を良くするために、植林という意味合いで書いておりますので、何も問題はないと思います。先程の農振協議会の方で皆さんからもご承認を得ております。農地法上での審議の方よろしく願います。

議 長 　　それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

1 番 　　これは、田がすごく狭いんですね。田を作ってもどうしようもないでしょう。

2 番 西里は、地籍調査はまだですよ。

5 番 もう地籍調査は終わりました。

2 番 その割には、70 ページに図が書いてあるじゃないですか。84 m<sup>2</sup>の割りに広いように感じますが。

事務局 地籍がまだ反映されていない部分もあります。

事務局長 実体としては、84 m<sup>2</sup>以上あります。まだ、反映されていません。まだ広くなると思いますけど。

5 番 実際は、航空写真のように広くはないです。

事務局長 現場を確認すると広くないのですが、航空写真で見ると広く見えますね。

議長 それでは、採決いたします。議案第2号について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議長 全員賛成ですので、議案第2号は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長 以上で総会の議案は終わりましたが、議決案件でないものについては、総会閉会後に報告協議案件がありますので、みなさん参加の程よろしくお願い致します。

議長 それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第2回総会を閉会致します。

令和2年第2回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証する  
ためここに署名する。

1 番

7 番